

令和6年8月栃木市教育委員会臨時会会議録

令和6年8月栃木市教育委員会臨時会を、令和6年8月30日栃木市役所に招集した。

- 1 本委員会の出席者は、次のとおり
青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員
舘野 知美委員

- 2 本委員会の欠席委員は、次のとおり
大塚 裕子委員 林 慶仁委員

- 3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり
教 育 次 長 佐 藤 義 美
教 育 総 務 課 長 渡 辺 智 恵 子
学 校 教 育 課 長 堀 江 真 哉
学 校 教 育 課 主 幹 篠 崎 智 延
学 校 教 育 課 主 査 沖 尚 将

- 4 本委員会の署名委員は、次のとおり
福島 鉄典委員

- 5 本委員会の書記は、次のとおり
教育総務課 石川 佳代

- 6 本委員会の会議案件は、次のとおり

日程第1 議事

協議第 9号 財産の取得について(追認)

協議第10号 財産の取得について(追認)

議案第30号 栃木市いじめ問題対策専門委員会への諮問について

《会 議》

- 教 育 長 一 午後3時00分臨時会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 一
- 教 育 長 日程第1 議事に入ります。協議第9号財産の取得について(追認)、協議第10号財産の取得について、を議題といたします。協議第9号と協議第10号については関連がありますので、一括して審議いたします。学校教育課長より説明をお願いします。
- 学校教育課長 [説明要旨]
令和2年4月1日及び令和6年4月1日に契約し、取得した小学校教師用教科書及び指導書について、栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産については、議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、追認の議決を求めることについて、協議を求める旨説明。
- 教 育 長 協議第9号、協議第10号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- 福 島 委 員 今までは市議会の議決を得ていたけれども、今回は議決を得ていないので、その追認をするために今回協議したということでもいいですか？
- 学校教育課長 2000万円を超えた場合、議決が必要だったのですが、今回認識不足ということで他市の状況や報道などから、今年度は2000万円を超えていて、該当するのではということで、議決が必要なことがわかりました。さかのぼってみますと、令和2年度にも2000万円を超えていまして、一緒に追認をいただくようにしました。この間の令和2年度から令和6年度の間は、中学校や特別支援学級の教科書選定だけですので、2000万円を超えることはありませんでした。小学校の教科書選定のときに該当したということです。令和2年度以前は調べても該当はありませんでした。
- 福 島 委 員 今までは金額が高くなかったが、今回は金額が高かったということでしょうか。特に指導書の価格が急激に上がっていきまして、これからも指導書が高くなる可能性があるかと思います。
- 学校教育課長 補足させていただきますと、この案件につきましては、教科書の指導書は、消耗品費で購入していきまして、一括契約という形での契約書を結んでいませんでした。4月1日に購入するような形になるのですが、同一業者から同一日、同一目的で購入した場合、同一の財産として購入したものと同一ことになる判例がありまして、栃木市の場合は、消耗品費として地域によって分けて購入していたので、1件1件は2000万円を超えるケースはなかったのですが、それを合算すると、2000万円を超えていまして、これは1つの財産として、議会の承認を得なければならなかったということです。他市の例から、改めて今回認識を深めたところです。先ほど説明があったように、以前は実際に物価等も安く、合算しても2000万円を超える業者のものがなかったもので、令和2年度より前に該当するものはありませんでした。そのようなことで今回追認の議案となりました。
- 福 島 委 員 今の説明によると、両方4月1日に契約したものが令和2年度と令和6年度、合わせて2000万円ということですか？
- 教 育 次 長 令和2年度と令和6年度は別です。
- 福 島 委 員 そういうことですね。わかりました。
- 後 藤 委 員 追認という手続きをすれば、議決を得たということでもいいのですね。
- 教 育 次 長 はい。議決を得たということになります。他の自治体でも、そのような形で処理をしています。

後藤委員

例えば他の自治体では、校長裁量で赤本とって、発間の仕方や助言の仕方、板書の仕方が全部書いてある本があります。赤本は、大体9800円くらいします。ところが、指導書になると桁が変わってきて2万5000円から3万円くらいになります。算数を例にとると、1年生から4年生は上下がありますので、指導書の数も多くなります。私が教えていたころは、赤本を使っていました。指導書を買ってほしいと校長先生に言うと、高いから買えるわけないと言われ、非常に残念な思いをしました。栃木市は、指導書は各学年1冊ですか。それとも担任に1冊ずつですか。

教育次長

担任に全教科1冊ずつです。

後藤委員

指導書と赤本を両方、各担任に1冊ずつということですか。

教育次長

指導書と教科書を1冊ずつです。

後藤委員

そうすると3000万円くらいになりますよね。指導書は若い先生にはすごく助かると思います。そういうものに頼らないというベテランの先生もいました。本市においては指導書が全教科、担任の先生の手元にあるということなので、大きな額ですからどのように活用しているのか、時には調査やアンケートしてみる必要があるかと思います。栃木市内のある学校では、赤本や指導書に頼らずに、自分で本屋に行って勉強して研究しているという先生がいたと実習生から聞いてすごいと思いました。そういうことも含めて、先生方がどのような使い方をしているのか裏付けていかないと、金額だけの話ではないと思います。非常に恵まれた栃木市だと思います。自治体によって、学年1冊は購入できるが、担任に1冊ずつは無理だということもあるようです。

教育次長

冊数につきましては、令和6年が教科書1459冊、指導書1135冊、令和2年度は教科書1487冊、指導書1288冊ということで購入しておりますので全教員に対して1冊ずつという状況です。

教育長

他にいかがでしょうか？

福島委員

指導書がなくても、先生は子どもたちに教えることが可能なのですか。

教育長

不可能ではないです。

福島委員

あった方がよいということですね。

教育長

ベテランの先生もいれば経験年数の浅い先生もいる中で、ある一定の指導するにはあった方がよいと思います。中学校は英語なら英語、数学なら数学を教えますが、小学校は全教科担任の先生が教えるので、指導書がかなり役立っているかと思っています。

福島委員

わかりました。ありがとうございます

教育長

他にいかがでしょうか？

後藤委員

今は小学校1年生だけ、生活科という教科がありますね。生活科は昭和59年からありまして、当時、私は文部省の生活科の教科書を作成したグループに参加しました。平成元年に正式に全国に発表されたのですが、教科書が間に合わなくて、指導書はさらに間に合わない状況でした。2年間は教科書なしで生活科の授業が展開されました。生活科は専門で教えていますが、生活科の研究の足取りを見てみると、教科書が間に合わなかった2年間というのは、全国の先生方の知恵と工夫、それから研究熱というのがすごかったです。そういう1つの歴史があります。そういった意味で先ほど活用について尋ねました。栃木市のやり方はすごく良いと思うのですが、当時の生活科に例えてみると、教科書が邪魔して指導書はもっと邪魔しているように思います。教科書通りに教えるということは、かなり高次の指導力が必要になってくると思いますが、本来の教材研究という意味から、教科書がなかった2年間は、今でも語るほど素晴らしい先生方の工夫がありました。良い面とそうでない面、両方があると思います。指導書や赤本があれば良いですが、本当に良いかどうか考えてしまいます。先生が研究しなくなってしまう

- のではと思いました。
- 教 育 長 教科書を教えるではなく、教科書で教えるということですね。指導書そのままではなくて、指導書を参考にするというスタンスで、教員が活用できるようにしていきたいと思います。
- 教 育 長 他にいかがでしょうか？
- 質問なし —
- 教 育 長 それでは、協議第9号と協議第10号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。
- 異議なしの声 —
- 教 育 長 協議第9号と協議第10号については、異議なきものと認めます。
- 次に、議案第30号いじめ問題対策専門委員会への諮問について、を議題といたします。はじめに、秘密会においてお諮りいたします。本件は、個人情報が含まれる審議のため、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づく、秘密会にいたしたいと思います。これに賛成の委員は挙手をお願いします。
- 全員挙手 —
- 教 育 長 全員、「賛成」でありますので、議案第30号は、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づく、秘密会といたします。傍聴の方はご退席をお願いいたします。それでは、議案第30号について、学校教育課長より説明をお願いします。
- 《 秘密会 》
- 教 育 長 異議なきものと認め、議案第30号について、可決いたします。
- 以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。
- なし —
- 教 育 長 ありがとうございます。それでは、これをもちまして本日の臨時教育委員会を閉会といたします。

—— 午前15時51分委員会の閉会を宣言した。 ——

令和6年8月30日

教 育 長

署名委員